

「令和2年度 人事評価制度」の見直しについて（案）

R2.1.27 教職員・福利課

1 評価項目の追加

(1) 学校における働き方改革の視点の追加

中央教育審議会の答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年1月25日）」において、教職員一人一人の働き方に関する意識改革の方策として、人事評価を活用すべきと示されていることに伴い、以下のとおり変更を行う。

○変更内容

管理職以外の職員の「重点とする職務の目標」に、管理職と同様に「業務改善目標」を「職務の目標」の1つとして設定する。

(2) 若年層への人材育成の視点の追加

学校組織の在り方検討委員会において、学校の組織マネジメントの強化の具体的な取組として、「目標設定シートにおける「若年層への人材育成の視点の追加」」が示されていることに伴い、以下のとおり変更を行う。

○変更内容

教諭（S1）に育成指導力の評価項目を追加する。

⑤児童生徒理解、⑥教科等の指導、⑦教科等以外の指導、⑧学校経営への参画
育成指導力

（各評価項目に応じた記載）～ 同僚職員、若手職員等への助言や支援に努めている。

2 面談の実施方法

働き方改革の観点及び面談方法の改善の声があることを踏まえ、正規教職員を含めた全ての被評価者の中間確認について1次評価者ができることとし、面談業務の分担を可能とする。

当初面談は面談を通して被評価者の自己目標の内容や能力目標達成への手立て等を確認するものであり、現行のとおり2次評価者が行うこととして、できる限り1次評価者も同席して行うこととする。

（※最終面談については、既に1次評価者が行うことが可能となっている）

3 任期付教職員、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員の人事評価制度

(1) 新たな人事評価制度設定について

令和2年4月、新地方公務員法が施行されることに伴い、任期付教職員、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員が人事評価の対象となることから、各職に応じた人事評価の制度を設定する。

(2) 評価の方法等

○任期付教職員・臨時的任用教職員

○会計年度任用職員

→ 知事部局に準じて、人事評価記録書にて評価することとする。

○「業務遂行に関する評価」の「業務内容」は2つ以内記載することとする。

○任期付教職員及び臨時的任用教職員は「業務遂行に関する評価」に「業務改善目標」を設定する。

→ 人事評価の実施方法として、

○当初面談で評価項目の確認し、評価者、被評価者がそれぞれ評価を行う。

○最終面談では、自己評価について、評価者が被評価者の考え方等を聞き取るとともに評価者の評価の考え方や自己評価に対する意見等を被評価者に伝える形で行う。

※当初面談及び最終面談は、1次評価者、2次評価者のいずれかが行うことを可能とする。

4 部下による所属長の評価の実施

職員団体との話し合いの中において、知事部局で実施している「部下による所属長の評価制度」の実施について提案があったことを踏まえ、その実施方法や評価項目について検討を行う。

マニュアルP10（変更）

職種別、年齢順に通し番号を記入する